

振替決済口座管理規程等の改定のお知らせ

当金庫では、2020年（令和2年）4月に施行される民法（債権法）の改正等を踏まえ、2020年4月1日より、国債等の振替決済口座管理規程等を改定いたします。

本件の改定による新規程は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定の対象となる規程

- (1) 振替決済口座管理規程（振替国債）
- (2) 一般債振替決済口座管理規程
- (3) 国債証券等の保護預り規程（国債証券等）

2. 民法改正に伴う主な改定事項

前記1に記載の規程について、以下の改定を行います。

* 新設項目等にあわせ、条項番号の繰り上げ・繰り下げを行っています。

- ① 定型約款として、変更する場合の手続きを明確化しました。

規程名	改正内容
振替決済口座管理規程（振替国債）	第18条（規程の変更）を第17条（この規程の変更）とし、変更する場合の手続きを明確化しました。
一般債振替決済口座管理規程	第22条（この規程の変更）を第21条（この規程の変更）とし、変更する場合の手続きを明確化しました。
国債証券等の保護預り規程（国債証券等）	第21条（この規程の変更）を新設し、変更する場合の手続きを明確化しました。

- ② 口座の解約についての条項を一部修正しました。

規程名	改正内容
振替決済口座管理規程（振替国債）	第15条（解約等）を第14条（解約等）とし、解約条項として「お客様がこの規程の変更に同意しないとき」を削除しました。
一般債振替決済口座管理規程	第17条（解約等）を第16条（解約等）とし、解約条項として「お客様がこの規程の変更に同意しないとき」を削除しました。
国債証券等の保護預り規程（国債証券等）	第14条（解約等）の解約条項について「お客様がこの規程の変更に同意しないとき」を削除しました。

3. 民法改正に伴うもの以外の主な改定事項

前記1に記載の規程について、以下の改定を行います。

* 新設項目等にあわせ、条項番号の繰り上げ・繰り下げを行っています。

- ① 当金庫からの通知内容に対する照会先を明確化しました。

規程名	改正内容
振替決済口座管理規程（振替国債）	第11条（連絡事項）を第10条（お客様への連絡事項）とし、連絡先部署名を記載しました。
国債証券等の保護預り規程（国債証券等）	第11条（連絡事項）を第11条（お客様への連絡事項）とし、連絡先部署名を記載しました。

② 口座管理手数料の取扱を一部修正しました。

規程名	改正内容
振替決済口座管理規程 (振替国債)	第 5 条 (手数料) を削除しました。
一般債振替決済口座管理規程	第 13 条 (口座管理料) を削除しました。

4. 各規程の新旧対照表 (改定日はいずれも 2020 年 4 月 1 日付)

* 軽微な語句の修正等については記載を省略しています。

(1) 振替決済口座管理規程 (振替国債) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 5 条 当金庫は、口座を開設した時は、その開設および口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金を頂くことがあります。</p> <p>2 当金庫は、前項の場合、売却代金等の預りがある時は、それから充当することがあります。また、料金のお支払がない時は、振込国債等の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。</p>
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 10 条 当金庫は、振込国債について、残高照合のための報告をご通知します。</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年 1 回以上ご通知します。</p> <p>なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、<u>残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫コンプライアンス統括室宛直接ご連絡ください。</u></p>	<p>(連絡事項)</p> <p>第 11 条 当金庫は、振込国債について、残高照合のための報告をご通知します。</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年 1 回以上ご通知します。</p> <p>なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、<u>残高照合のための報告内容を含めて行います。</u></p>
<p>(解約等)</p> <p>第 14 条 (省略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p>	<p>(解約等)</p> <p>第 15 条 (省略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p>

<p>① お客様が手数料を支払わないとき ② お客様について相続の開始があったとき ③ お客様がこの規程に違反したとき <u>(削除)</u></p> <p>④ やむを得ない事由により当金庫が解約を申し出たとき</p> <p><u>(この規程の変更)</u> 第 17 条 この規程は、<u>法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生時期を、当庫ホームページへの掲示により周知します。</u></p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、<u>その効力発生時期が到来するまでに周知します。</u></p> <p>付 則 (省略) <u>2020年4月1日改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>① お客様が手数料を支払わないとき ② お客様について相続の開始があったとき ③ お客様がこの規程に違反したとき ④ <u>お客様が第 18 条に定めるこの規程の変更</u> <u>に同意しないとき</u> ⑤ やむを得ない事由により当金庫が解約を申し出たとき</p> <p><u>(規程の変更)</u> 第 18 条 この規程は、<u>法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。</u></p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、<u>その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>付 則 (省略) <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---

(2) 一般債振替決済口座管理規程

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p>(解約等) 第 16 条 この契約は、<u>お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その 6 営業日前までにその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章 (又は署名) により記名押</u></p>	<p><u>(口座管理料)</u> 第 13 条 当金庫は、<u>口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</u></p> <p>2 当金庫は、<u>前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。</u></p> <p>(解約等) <u>(新設)</u></p>

<p><u>印（又は署名）してご提出し、一般債を他の口座管理機関にお振替ください。第4条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>①お客様について相続の開始があったとき</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>②お客様がこの規程に違反したとき</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>③やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> <p>（この規程の変更）</p> <p><u>第21条 この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生時期を当庫ホームページへの掲示により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。</u></p> <p>付 則 （省略） <u>2020年4月1日改訂</u></p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p><u>第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</u></p> <p><u>①お客様から解約のお申し出があったとき</u></p> <p><u>②お客様について相続の開始があったとき</u></p> <p><u>③お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p><u>④お客様がこの規程に違反したとき</u></p> <p><u>⑤第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がないとき</u></p> <p><u>⑥お客様が第22条に定めるこの規程の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>⑦やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> <p>（この規程の変更）</p> <p><u>第22条 この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規程の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>付 則 （省略） <u>（追加）</u></p> <p style="text-align: center;">以 上</p>
---	--

(3) 国債証券等の保護預り規程（国債証券等）

<p><u>（お客様への連絡事項）</u></p> <p>第11条 （省略）</p> <p>2 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫</p>	<p><u>（連絡事項）</u></p> <p>第11条 （省略）</p> <p>2 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫</p>
---	--

所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫のコンプライアンス統括室に直接ご連絡ください。

(解約等)

第14条 (省略)

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

①預け主が手数料を支払わないとき
 ②預け主について相続の開始があったとき
 ③預け主等がこの規程に違反したとき

(削除)

④やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

(この規程の変更)

第21条この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規程の内容並びにその効力は制時期を、当庫ホームページへの掲載により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

付 則
 (省略)

2020年 4月 1日 改 訂

以 上

所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

(解約等)

第14条 (省略)

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

①預け主が手数料を支払わないとき
 ②預け主について相続の開始があったとき
 ③預け主等がこの規程に違反したとき
 ④預け主が第19条に定めるこの規程の変更に同意しないとき
 ⑤やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

(新設)

付 則
 (省略)

(追加)

以 上

以 上